

# 土 木 環 境 委 員 会 記 録

## < 第 4 号 >

令和 6 年 第 3 回 沖 繩 県 議 会 ( 9 月 定 例 会 ) 閉 会 中

令 和 6 年 11 月 13 日 ( 水 曜 日 )

沖 繩 県 議 会

## 土木環境委員会記録<第4号>

### 開会の日時

年月日 令和6年11月13日 水曜日  
開 会 午後4時16分  
散 会 午後6時33分

### 場 所

第2委員会室

### 議 題

- 1 道路、橋梁の整備事業について、河川、海岸及び砂防の整備事業について  
(本島北部における集中豪雨による土砂災害等の被害状況について)

### 出席委員

委 員 長	仲 里 全 孝
副 委 員 長	糸 数 昌 洋
委 員	喜屋武 力
委 員	大 屋 政 善
委 員	下 地 康 教
委 員	又 吉 清 義
委 員	玉 城 健一郎
委 員	山 内 末 子
委 員	新 垣 光 栄
委 員	比 嘉 瑞 己
委 員	瑞慶覧 長 風

---

## 欠席委員

委員 中川京貴

---

## 説明した者の職・氏名

知事公室防災危機管理課長	照屋陽一
土木建築部長	前川智宏
土木総務課長	山里永悟
道路管理課長	奥間正博
河川課長	大湾朝亮
海岸防災課班長	喜友名 禎

---

○仲里全孝委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項、道路、橋梁の整備事業について及び河川、海岸及び砂防の整備事業についてに係る本島北部における集中豪雨による土砂災害等の被害状況についてを議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めております。

ただいまの議題について、土木建築部長の説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長 本日は、スマートディスカッションに掲載されております説明資料、本島北部における集中豪雨による被害状況及びお手元に紙で配付しています別冊により、御説明いたします。

ただいま表示同期しました説明資料、本島北部における集中豪雨による被害状況を御覧ください。

続きまして、2ページを表示同期します。

土木建築部所管施設等における被害の状況について、御説明いたします。

まず、道路関連について、通行規制を継続している箇所を中心に御説明いたします。国道331号においては、①の名護市天仁屋、②の東村慶佐次及び⑤の東村平良で、路面陥没や土砂崩れが発生し、片側通行規制を継続しております。次に、県道の、④県道2号線（国頭村安田）においては、土砂崩れによる

片側通行規制を継続しております。⑤から⑦までの県道14号線においては、車道の舗装割れや土砂崩れによる全面通行規制を継続しております。

3 ページ目を御覧ください。

次に、市町村管理道路について、国頭村で5か所、大宜味村で4か所、東村で4か所の路線において、のり面崩壊や土砂崩れ等の被害が発生しております。

4 ページ目を御覧ください。

続きまして、河川関連について、①の比地川においては、溢水により、比地集落で、11月9日に床上浸水10件、10日に床上浸水10件、床下浸水20件の被害が発生しました。②の有銘川においては、溢水により、有銘集落で、床上浸水10件の被害が発生しました。加えて、護岸破損の被害も発生しております。③の田嘉里川においては、浸水被害の報告はありませんでしたが、護岸崩落が発生しております。崩落した個所についてはカラーコーンを設置し、通行止めとしています。④の源河川においては、溢水により11月9日に床上浸水1件、10日に床下浸水2件の被害が発生しました。⑤の与那川及び⑥の真喜屋大川においては、護岸破損の被害が発生しております。⑦の羽地大川においては、災害復旧事業中ののり面の増破が発生しております。

被害の状況については、以上でございます。

なお、別冊の資料において、主な被害箇所の位置図と写真を掲載しておりますので、御覧ください。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し情報収集に努めるとともに、被害が確認された箇所については、早期復旧に向けて適切に対応してまいります。

説明は以上でございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、本島北部における集中豪雨による土砂災害等の被害状況についてに対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 お疲れさまです。

急な災害で、まずは本当に災害に遭われた方皆さんに本当にお見舞いを申し上げます。今回北部の集中豪雨の被害状況ということで、県道と国道とか市町村道の被害状況が出ているんですけども、これに対しての対応というのは、今既にもう何かしら応急措置だったりとか、そういったものは実施しているんですか。それが全部終わるのは大体どれぐらいなんですか。

○奥間正博道路管理課長 まず、現在県管理道路において国道331号、国頭東線、県道2号線、県道44号線の4路線16か所において、土砂崩れ及び路面陥没の被害が生じております。一部に関しましては路面清掃と土砂も撤去して通行ができるようにはなっておりますが、それも含めてですね、今後被害状況を今調査しておりますので、ちょっと現時点で、いつ頃全て復旧するかとの見通しはまだ立っておりません。

以上です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ちなみにこれだけ道とかが破壊されている状況の中で、孤立している集落とか、そういったところはありませんか。

○奥間正博道路管理課長 現在ほとんど路線が迂回路とかございますが、まず全面的に通行止めを行っておりますのが、県道14号線で、こちらに関してはちょっと被害が大きくて今通行止めとなっております。

それと村道のほうで、孤立した施設があるということで、新聞等にもございましたが、国頭村道の比地線のほうが、大国林道と併せまして両方被害を受けまして、一部の区間が通行止めで孤立状態になりまして、こちらに関しましては消防のほうで要避難者を救助して、現在人的被害はないと聞いております。こちらに関しましては今後どの時期に復旧ができるかちょっと現時点では見通しが立っていない状況となっております。

以上です。

○玉城健一郎委員 分かりました。

こういった災害があるときに、なかなか急なものなので、今からまた今後、

直していくと思うんですけども、村道とかそういったところの直す部分に関して、復旧に対しては国、県のこういった予算が活用されますか。

○喜友名禎海岸防災課班長 公共土木施設の災害につきましては、災害復旧事業費というのを活用しまして、今後対応していきたいというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 分かりました。

これはもう今調整中なんですか。災害復旧事業費に関しては、これから被害額が全部出て、どの箇所がこれぐらいかかるというのが全て分かった時点で申請していくものなんでしょうか。

○喜友名禎海岸防災課班長 これにつきましては、現在各施設管理者において、被害状況の調査が行われております。その調査をもって、国土交通省に対して、災害復旧事業の採択に向けた被害の報告を行います。この国土交通省へ被害報告した後に、災害復旧事業を実施する箇所については、設計業務を発注、災害査定という国の査定がございまして、それに向けた準備を進めていくこととなります。その災害査定に向けて、現在、関係機関と調整を進めて、早期の実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○玉城健一郎委員 おそらく今週末に台風が直撃する可能性がある中で、応急処置とか緊急でやられていると思うんですけども、こういった予算というのは、災害復旧費のほうで対応できるんでしょうか。

○山里永悟土木総務課長 今御指摘のありました応急対応、緊急対応の部分で応急対応費という県の単独予算の事業費がございまして、今もそちらでの措置をして、緊急的な対応を行っているというところでございます。

○玉城健一郎委員 これはもう単費で払っているような感じのイメージでいいんですか。

○山里永悟土木総務課長 こちらは9月補正でも追加で頂きまして、災害に備える予算として確保しているものでございます。

○玉城健一郎委員 今ちょっとこういった災害対応の中で、担当課がいるかち

よっと分からないんですけれども、災害救助法の適用についてなんですけれども、災害対策本部の設置が遅れたりとかそういった状況の中で、4号適用ができなくなるかもしれないというお話がありますけれども、こちらを説明できる方はいらっしゃいますか。

○山里永悟土木総務課長 土木総務課ですが、大変恐縮なんですけど、災害救助法に関しては生活福祉部のほうで所管しております、今生活福祉部のほうで鋭意検討を進めているというふうに聞いております。

○玉城健一郎委員 分かりました。今、いないということなんですけれども、ただ今回、今報道で出ている限り、私たちもまだ確認していないんですけれども、対応があまりにもちょっと非常に厳しい対応だったのかなど、厳しいというか、ちょっと県の対応としては非常にまずい対応をしていますし、また連絡体制についても、あまりにもお粗末だと言わざるを得ないので、そういったものはしっかり県の中で、部がちょっと違いますけれども、しっかりそこは検討して、次につながるように対応していただきたいと思います。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員 災害対策本部の立ち上げが遅れたということで、その前に8日の時点で北部に地方本部を立ち上げたという報道がありましたけれども、この辺の詳細を教えてください。皆さんの動き方。

○山里永悟土木総務課長 ちょっと土木建築部から、まず動きがございまして、11月8日金曜日ですね、19時50分に国頭村へ大雨警報が発令されましたので、北部土木事務所において20時30分頃から、災害待機を開始しております。同日20時54分に北部災害対策地方本部を立ち上げておりまして、被害情報の収集、危険箇所の通行規制、土砂、倒木等の撤去ですね、そういった応急対応を始めておりまして、現在まで続いているところでございます。本庁関係課におきましても道路管理課、河川課、海岸防災課においては災害待機を開始しております。金曜日の深夜ですけれども、日をまたいでもう1時になっていましたけど、部長からあえて被害状況を共有するようという指示もありましたので、土木建築部としては緊張感を持って臨んだつもりではございます

が、こういう結果となっておりまして大変謝罪の言葉もございません。

同日土曜日の14時には土木建築部として知事、副知事にも報告を行っておりまして、その後知事公室から、防災危機管理課でまとめて報告を行うという連絡をいただきましたので、その後は知事公室防災危機管理課を通しての報告に切り換えているところでございます。

○**糸数昌洋委員** 皆さんが地方本部を立ち上げて、災害対策本部ができるまで、ちょっと時間が、ロスがありますけれども、その間で、現場で皆さんが非常に支障を感じたことというのはございますか。

○**奥間正博道路管理課長** 道路サイドのほうも、土木事務所と本庁のほうでも職員が待機しまして、国と連絡を取りながら対応していますが、特段対策本部というわけではないですけれども、通行止めとか規制とかに支障を来たしたということはございません。

○**糸数昌洋委員** 各町村との連携というところではどうでしょうか。被害状況の把握を含めてね、その辺の対応……。

○**奥間正博道路管理課長** 市町村におかれましても、大雨とか台風等の異常気象時には、市町村管理道路の被災や通行止めが生じた際は、各市町村から県の道路管理課へ報告は行われ、それを道路管理課のほうで取りまとめて国へ報告する連絡体系は現在構築されておりますので、そのラインを使って、国また市町村と情報連絡を行っているところでございます。

○**糸数昌洋委員** 分かりました。

終わります。

○**仲里全孝委員長** 糸数委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

新垣光栄委員。

○**新垣光栄委員** それでは、今の現状をお聞きしてですね、知事公室と現場のほうは、部長の指示もあって、北部災害対策地方本部を立ち上げて対応していて、何ら国と市町村との連絡もうまくいっていて、通行止め等もうまくできたということなんですけれども。そういった知事公室との連絡、そしてこの今、生

活福祉部との連絡ですか、その辺の指示系統というのはどのようになっているか教えてください。

**○山里永悟土木総務課長** 知事公室とは、週末に入っても、情報共有は随時行っておりました。その報告体制の確認とか、そういったことはもう随時やりながら、一旦土曜日の段階では、各部ごとに報告をするようにという確認がございましたので、土木建築部として報告をさせていただいたということでございまして、決しておのおのではなくて、知事公室と連携しながら動いておりました。ちょっと生活福祉部に関しましては、土木建築部と連携体制というよりは、どちらかという知事公室が所管する災害対策本部の構成メンバーとして、横に並んで連携しているという状態でございます。そういった状況でございます。

**○新垣光栄委員** それで災害、そういう現場は対応しているのに、災害救助法の適用が、今新聞報道にもあるように、ずさんだったということだと、そういった指示系統に問題があったのではないかなと思うんですけども、その辺はどう考えておりますか。

**○山里永悟土木総務課長** あくまで土木建築部としてなので、少し推測も入りそうなんですけど、おそらく災害対策本部の本体の立ち上げに関しましては、危機管理監である知事公室長が、知事、三役と相談しながら判断されるというふうに認識をしておりまして、現場サイドは現場サイドで所管する現場でもう警報が出ているわけですから、それはそれで動いているという状況でございます。

**○新垣光栄委員** 警報が出たらそのような動きというのは、今までの組織の中で確立していてしっかり動いているということは、認識できているということで今までの説明も含めてしているんですけども、そしてその中で、今回新たな危機管理室の部分で、強化が図られたと思うんですけども、この危機管理担当部署を設けたり、そういった部分での連携はどういうふうに、土木建築部との連携はどういうふうになっているのか。

**○山里永悟土木総務課長** ちょっと先ほどの説明と重複してしまうのですが、土木建築部も沖縄県災害対策本部の一構成員でございまして、部として、また北部土木事務所はその地方の本部という役割がございまして。これ北部、中部、

南部の土木事務所、また宮古、八重山は宮古事務所、八重山事務所の大きな地方本部がございまして、それぞれ災害対策本部にひもづいた地方本部との役割と。あとは沖縄県災害対策本部の構成メンバーである土木建築部と両方の役割は当然ございまして、そこで指示系統の中に入って連携を取りながら進めているという体制でございます。

○新垣光栄委員　そうすると皆さんはもう、この本部が設置されないにもかかわらず、対応できているということは、もう本当すばらしいことだと思うんですけども、本来は県のほうで対策本部を設置して、しっかりやらないといけないと思うんですけども、これはできていたということですか、災害救助法の適用ができないということなんですけども、しっかり本部は設置されていて、申請がされていないということなのか。

○山里永悟土木総務課長　頑張って整理させていただきますが、土木建築部なので、土木建築部所管の公共施設と土木建築部での事務所である北部土木事務所が地方本部を兼ねているものですから、それについてちょっとお答えと説明ができますが、今おそらく委員が指摘されている災害救助法の適用は生活福祉部が所管されていますので、ちょっとその辺は本当にすみません、詳しくなくて、今検討を進めているというふうにちょっと聞いているんですけども、その辺の十分な説明ができなくて大変申し訳ないんですが、今構成としてはそういった役割となっております。

連携についてですが、北部土木事務所の北部災害対策地方本部は、この被害情報の収集、危険箇所の通行規制など、主に土木建築部としての役割を担っておりまして、その上に沖縄県の知事公室で統括する沖縄県災害対策本部があります。土木建築部も生活福祉部も同じ構成メンバーでありますので、時期的には、災害対策本部で統括していただいて、そちらから生活福祉部のほうに、統制、連携を図るというふうに認識はしているところでございます。

○新垣光栄委員　すみません。もうこれほかの部なんで、なかなか聞けないんで、その上で皆さんの部分で、防災危機管理課との連携はどのようになっているか。

○山里永悟土木総務課長　北部の対策地方本部から、あと本庁にある道路管理課、河川課、海岸防災課等から、まとめて来る被害情報というのは取りまとめて、当然知事や三役にも報告しますし、知事公室の防災危機管理課にも報告を

すると。そういう体制は取っておりました。

○新垣光栄委員 取っていたということですね。分かりました。

もう最後になりますけども、そういったことを想定して今沖縄県では危機管理を担う新たな部署も設置していながら、そういう事態が起きたということは、本当にもうこの組織連携、そしてその認識の甘さだと思っていますので、そういった部分でも土木建築部は本当に頑張っていたと思います。

消防やその地域の警察が、本来は職員の安全を確保する意味でも、なかなか入れない状況の中で、皆さんが入って行って、そういう対応をしたという、本来だったら防災危機管理課のほうで、統一指揮をしてそういう指示を出すのが本来の姿ではないかなと思っている中で、単独で地域対策本部を立ち上げて、頑張っていると思いますけども、そういった連携のミスというか、連携の不備が、今の状態を招いていると思いますので、しっかり土木建築部のほうからも、この流れがスムーズにいくようにやっていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○山里永悟土木総務課長 本当に僭越ですが、少しちょっと誤解があるようなので。決して独自で動いたわけではなくて、知事公室の指示であったりとか、判断を仰ぎながら、地方本部というのもし立ち上がっておりますし、各部ごとに報告をしますかという確認もしながら、そういう連携を取りながら、知事公室の指示も聞きながら動いていたので、決して別々に動いたのではなくて、連携を取りながら動いているということとはございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員 今見ていますところ、この北部で14か所ですか。こういったものが起こったというのが。これ線状降水帯が発生するというのは天気予報のほうからも僕はいろいろと聞いていたんだけど、その降水帯が発生するよということを見て、聞いてですね、県のほうは、そういったものに関して、どういうふうな予想をしていたのか、やはりこの防災対策というのは、やはりこういったものが発生するというのは、各市町村ですね、24時間365日体制でほとんど対応するんですよ。そういったことが起きるといことは、それに対して県のほうはどういうふうな体制を取っていたのかというのをお願いします。

○照屋陽一防災危機管理課長 お答えします。

今、喜屋武委員の御質問の体制なんですけども、先ほど山里課長のほうからありましたけども、8日に大雨警報が発表されました。その時点では特段大きな被害がなかったんですけども、大雨警報の時点では、県として情報体制として、体制を整備してございます。それは情報収集をする体制ということで24時間、各部1人以上待機させて情報収集に努める体制なんですけども、それで、9日の朝方にかけてこの線状降水帯も含めて、記録的短時間大雨情報も、もう何度も発表されました。それで、防災危機管理課としては、10日の朝に、また气象台のほうから大雨特別警報も発表する可能性があるということから、この体制の格上げ、災害対策本部を設置、格上げするというふうな検討を行いました。まさに格上げしようという段階で、气象台に再度確認したところ、午後から天候が回復するという見込みが確認できたことから、その日は格上げをせずに、翌日の11日に災害応急対策を早急に講じる必要があると判断しまして、災害対策本部を設置したところでございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員 そういったこの各市町村へ、多分県のほうにも、こういった状況になっているよ、川のあれとか、こういったものがどっさり出ているよということで、相当連絡がきたと思うんですよ。そういったときに県の職員、向こうに足を運んで、ちゃんとそういった現場をちゃんと確かめてきたかということちょっと聞きたいんですよ。向こうの北部土木事務所だけに任せて、ただ連絡だけ待って、資料だけ見て判断するのか、やはりここからも行って、一緒になって判断しないと、これちょっと危険だなと。危険な——もし被災集落とか、いろいろとまたこっちを通る人たちに今回は死亡事故とかがないからいいんですけど、やはりすぐ対策を取るというのが県の仕事じゃないかなと思っているんですけど、そういったものに関してはどんな動きをしたのか、これについて聞かせてほしい。

○照屋陽一防災危機管理課長 お答えします。

通常といいますか、警報が発表されている段階では二次災害等も可能性としてはございますので、この発表の解除を待って、その現場を確認するという体制を通常取ってございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員 その中でですね、県のほうが、やはりこの被害者に対して、

被災しているところに対して、この行った行動に対して、どういった行動を取ったのか、どういった支援をしたのか、これについてどういった方法で——やはりこの床上浸水とか、いろいろと被害に遭った方がいますよね。そういった人たちへの対応。これどう行ったのか。この行動ですね。対策ですね。

○照屋陽一防災危機管理課長 御指摘の点に関しましては、例えば、床上浸水等がございましたが、一義的には市町村で対応していただきまして、その下支えとして、応急対策として、県のほうで動くというような枠組みになってございます。

○喜屋武力委員 以前からですね、この比地川の件に関しては、いろいろと危ないということで出されてですね、早急に対応するというあれが新聞に載っているんですよ。対応、今までこれやらなくて今被害が出ています。それに対して、どういうふうに県は考えているのか。なぜやらなかったのか今まで。

○大湾朝亮河川課長 お答えいたします。

比地川のしゅんせつについては、要望書等も出されているところは確認しております。県におきましては、県管理河川につきまして、氾濫等の危険性及び緊急性の高い箇所から、予算の範囲内で順次除草やしゅんせつを行っているところでございます。近年、浸水被害が発生しています比謝川であったり小波津川、報得川などを優先的にしゅんせつしていたところでございまして、比地川につきましても、今後しゅんせつを実施する方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武力委員 今後ですね、また台風25号も発生しますよね。そういったところ、今危険箇所、周知されているところはたくさんあるんですけど。早急に対応しないといけないところもあると思うわけ。だからもうそういったところ——あと二、三日ですよ。二、三日のうちにこれを対応できるのか。できますかこれ。

○大湾朝亮河川課長 お答えいたします。

今回被災等を受けまして、河川に堆積した雑木とかそういったものに関しては、可能な限り撤去する方向で考えております。予算の確保に努めまして、なるべく早めに対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

○喜屋武力委員 いろいろと聞いたら防災課とか土木課とか、いろいろな県の連携が取れてないというのが、私視察に行って戻ってきて、内地でも聞いていたんですけど、いろいろと報道でも聞いたんですけど、なぜ、このこういったことが起きる前に連携が取れないのかということか、県はちょっとおかしいなというのがあるんですよ。これ人の命、県民の命がかかっているところなのに、やはり課が違うから対応が取れなかったというのはちょっと納得いかないところがあるんですよ。これをちゃんと連携を取って、すぐ動けるように……。

爆弾が落ちてから逃げるのか、落ちる前に逃げるのかです。そうですね。落ちてから逃げますか、爆弾が落とされてから逃げるんですか、落ちるよと聞いていて、落ちてから逃げるんですか、それと一緒にです。そういったことも考えて、県はもっと行動を——的確に動けるような体制を取らないと、これから先ですね、どういうことが起きるか分かりませんから、十分気をつけて考えてほしいなというところがあります。愚かな面があるような感じで、うちの会派は日曜日ですか、土曜日ですか、会派ですぐ現地に入ってますね、一緒にボランティアをしながら、片づけも一緒にやってきたということも聞いていますけど、ある人はどこかで闘牛を見ていたということも耳に入っています。それはちょっとおかしいなということも耳に入っていますので、これについても大きな問題になると思いますので、これについてどういうふうに考えておられますか。

○前川智宏土木建築部長 お答えをいたします。

今回の北部地区での豪雨を受けまして、様々な御指摘をいただいているところでございます。これらにつきましては、全庁的に今回の課題等については共有し、早急に改善すべく取り組んでいくことになろうかと考えているところでございます。土木建築部といたしましても、これまで以上に災害に対しましては、迅速な対応を心がけて、このような被害がなるべく起きないような対応を、土木建築部一体となってやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員 沖縄県は今に始まったことではないですが、災害対応が多い県って皆さん把握していますよね。いつどこで何が起きるか分からない。そうといったものを、やはり分かっている中で、こういったことがちゃんとできないということがちょっとおかしいなというところを僕は県議になって初めて知らされました。もうちょっとしっかりしてほしいなというところがありますの

で、要望しておきます。

終わります。

○仲里全孝委員長 喜屋武力委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 連日お疲れさまです。

災害が大型化する中で、今回は大雨警報から線状降水帯ということで、急な変化であったり、またその警報が解除になったりとする予報の中でも複雑な動きをしたということは、これも今回の後手後手になったところの一つかなと思いますけど、これからこういう状況がどんどん発生していくとっております。そういう中で、防災危機管理課が設置されておりますし、それから専門家である吉田危機管理補佐官も従事しております。そういった観点からも、やはりもっとその縦の連携、横の連携、そして市町村との連携、消防、警察、いろんなところの連携がなかなか線になっていなかったのかなと。山里課長のほうから、決して個々で動いていたわけではないということをおっしゃっていましたが、なかなかそういう状況の中で難しい状況だったと思います。そういう観点からも、どうしても——これちょっと整理をしてみますと、現場で土木建築部がいろんな対応を取っておりました。実際には防災危機管理課のほうも情報の収集をやっておりました。

今回、一番後手になった災害救助法を申請できなかったというのは、警報が解除されては、その申請が難しいというところで、ただ警報が発令されているときにそれがどのような形でできたのかということも、これもまた難しいところだったかとも思います。そういう観点から、やはりここをもう少し整理をしていかないといけないかなというふうに思うんですけどね。そういった観点からも、地元の町村との連携がどのような形で——土木のほうには入ってきて、それをどのような形で危機管理のほうに伝えて、執行部のほうがそれをどういうふうに把握をしていたのか、その辺のところの整理をもう少し具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○奥間正博道路管理課長 先ほども答弁させていただきましたが、一応我々としましては大雨、特に台風というのは毎年来ますので、市町村のほうも台風に関してはやはり被害が起きるということで、常日頃から市町村と連絡体制は構築しております。通行止めとか災害が起こった場合には、道路管理課のほうに

一報が入る体制は構築しておりますので、県としましてはそれを受けまして、それをまた国のほうに情報共有をするという形としております。あと通行止め等がありましたら、県のほうも国に情報提供しながら、道路交通情報センターのほうで、一般の方でもホームページで通行止め等の情報を確認できるような状況は、今現在構築されておりますので、その上で現在業務を行っております。

以上です。

○山内末子委員 断水があったり、ダムの水がおかしくなったりとか、そういったこともありました。それから家屋、床上浸水が幾つかあったかと思えますけど、今日のこの報告の中には入っていないんですね。比地地区のほうで、私たちの現地の儀保唯議員が聞いたところによりますと、床上浸水もあったというふうに聞いていますけど、この報告の中にも入っておりません。そういったものはありますか。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。

(休憩中に、資料に河川関連として記載されているとの説明があった。)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

○山内末子委員 分かりました。

すみません。実は、例えばですけど、大宜味村でしたかね、災害のハザードマップとかが——水害、洪水を予測した形のハザードマップが策定されていないとか、やはり市町村でもそういった災害に対する意識が、沖縄県もそうですけど、どの市町村もその辺が足りないと思うんですね。今後こういったところもしっかりと見てもらって検討して、指導していく、それぞれの町村で——大変小さな村が多いですから、そういったハザードマップとかの点検というのも絶対必要になってきますし、いろんなところの災害対策という意味で、改めて県全体の見直しも必要になってくるかと思えますけど……。

その辺について、部長、これ早急に、いろんな災害に対して——先ほども言いました、災害が大型化する中で、想定外のことでなくて、もう全てが想定内ということで、そういった対策を強化するというのもとても必要だと思いますので、その辺についてお聞かせください。

○前川智宏土木建築部長 先ほどもお答えいたしました、今回の災害に関連いたしまして、様々、県民の皆様、委員の皆様から、御指摘をいただいているところでございます。

これらの課題につきましては、土木建築部含め全庁的に課題を共有して今後の対策の整備等につなげていくということで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山内末子委員 もう1点は、先ほど言いましたけど、知事公室のほうで、西日本豪雨で災害対応をしっかりとやってきたということで、補佐官が任命されておりますので——今回なかなかその方の位置づけが発揮されていなかったのかなというふうに——どういう動きをしたのかがちょっと見えませんので、そういったことも含めて、ぜひそこもしっかり強化をしていただきたいと思います。

○照屋陽一防災危機管理課長 お答えします。

山内委員のほうからありました知事公室の危機管理補佐官であります吉田危機管理補佐官がおりますけれども、今回の災害時において、例えば災害体制の関係では、随時連絡を取りながら、対応していたところなんですけども、御指摘のように、我々としてうまく活用できていないというところが、非常に我々として反省材料となっていて、二、三日後に来る台風もありますので、しっかり相談しながら対応したいと考えてございます。

○山内末子委員 まだ全体的な把握はないかと思えます。一刻も早い復興・復旧対策に皆さんで一丸となって臨まないといけないと思っておりますので、そういった観点からも今回のことを教訓にしてですね、これはどこの課、これはどこだということではなくて、やはり一元化をして、連絡体制も一元化をしていく。それと各自治体ともその連絡体制のことももう少し一元化をしていくかということ、もう少しこの災害に対して、みんなで危機感を持って臨んでいくということ、ぜひこれはもう私たちもそうです。私たちも雨で終わってしまうんじゃないかというようなことで感じていたかと思っておりますので、そういったことを含めて、大雨がすぐに線状降水帯になる、大きな災害になるということを、いつでも危機感を持ちながら、緊張感を持ちながら、対応していきたいと思っておりますので一緒に頑張っていきましょう。

ありがとうございました。

○仲里全孝委員長 山内末子委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 土木建築部の皆さん、本当に大変御苦労さまです。

それと今回被災をされた北部地域の皆様方にお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

今回県民の非常に関心のある部分は、新聞報道等にも出ていますように、この大きな災害に対して、災害救助法がしっかりと適用されるのかどうかというのが非常に大きな問題だというふうに考えております。それでですね、まず今回、全国的に見ても、50年に1度とか、そういった非常に大きな大雨が、何と五、六年に1回、そういうふうに発生しているような状況です。なので、こういうものにおきましては、しっかりとした災害の対策を取っていく必要があるというふうに感じているところではあるはずなんですけれども、今回は非常にお粗末な対応だったなというふうに私は思います。

まず確認をしたいのは、土木建築部も含めて、この災害に対するタイムラインというのがあると思うんですけれども、そのタイムラインの考え方というのは今回の災害に対してどういうふうに対応したのか、考えていたのか、それをお聞かせください。

○山里永悟土木総務課長 まず土木建築部ですが、先ほど申し上げましたように、北部、中部、南部土木事務所が、災害対策地方本部に指定されておりますので、この地域で警報が発令されれば、災害待機を取るようになっております。またそれに対応する本庁の関係課においても、災害待機を開始するというようになっております。その状況を見て多分その土木事務所の所長の判断もありながら、災害対策地方本部の立ち上げというふうになっていくわけですが、それについては知事公室防災危機管理課のシステム上で立ち上げていくということになっております。全庁的な体制につきましては、知事公室防災危機管理課のほうで統括をして対応するというようになっております。

○下地康教委員 防災危機管理課としては、このタイムラインという、今回のものに対してどういうふうに考えていますか。

○照屋陽一防災危機管理課長 タイムラインに関しましては、台風に関するタイムラインというのは整理されてございます。ただ、今回のこういった大雨によるタイムラインというのは、まだできてございませんので、早急にそのタイムラインを作成していきたいと考えてございます。

○下地康教委員 タイムラインというのは、皆さん御存じのように、災害の発生をゼロと考えて、その災害が発生する前の時間、つまりマイナスの時間を遡って、どういう対策をするのかというものと、災害が発生したときにどういうふうにして時間の経過ごとに対応していくのかということだと思っておりますけれども。

線状降水帯、これはもう全国的にいつでも起こるといような災害、またこれまでも起こっています。沖縄だけ例外ではありません。今回もそういうふうになりましたから、その辺りをしっかりと、タイムラインも含めて、これはまず気象庁と、本当に分単位で状況を連絡をしながら、どれぐらいの降水があるというものを——実際連携があったのかどうか、それはどうですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 大雨特別警報については、気象庁からのホットラインがございまして、そこに気象庁から——こちらから確認、お互い連絡を取り合って確認してございましたけれども、線状降水帯については、特段発表するよといようなことはございませんでした。

以上でございます。

○下地康教委員 皆さん方、この線状降水帯という認識はあったんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 ございます。

○下地康教委員 線状降水帯というのはもう予報で出ているわけですよね、そういう降水帯が発生をしますよと。そういった形で出ているはずなんですけれども、予報が出た時点で、その降水量がどのぐらい、時間ごとに、経過ごとにどのぐらい降っていると。降水しているといような状況は、これしっかりと気象庁とやり取りをするべきじゃないですかね。どうですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 線状降水帯については、我々が認知したのは、線状降水帯が発生したという情報として、気象庁のほうから共有されてございます。予報という形ではなくて、今発生していますという状況を、気象庁のほう

うから聞いたということでございます。

○**下地康教委員** それと鹿児島県では、もう既にそういう災害が発生するよというみなしをして、内閣府のほうに相談をしているんですよね、事前に。それは沖縄県のほうではなかったんですか。

○**照屋陽一防災危機管理課長** 今、下地委員からお話があるのは災害救助法に係るものだと理解してございますけれども、これは先ほど来、縦割りというか、御指摘もございますが、これは生活福祉部の生活安全安心課のほうで、所管してございます。

以上でございます。

○**下地康教委員** これは要するにこの連絡先は生活安全安心課ですか。それは内閣府のほうには連絡先はもういっているはずなんですね。それで連絡が取れなかったという話を聞いているんですけれども。ただ、こういう重大なところをですよ、生活安全安心課が連絡が取れなかったということで、その課のラインだけで、それが終わっているというのも、これは不思議なことなんですね、我々が見るとですね。やはりしっかりとした統括をした部署が、皆さん方も防災危機管理も含めて、その情報の共有、またその連絡が行くような形を取るべきだというふうに思うんですけれども、なぜそれが取れなかったのか。それともう1つ、やはり警報の空振り、それを恐れないでやりなさいというのが内閣府の考え方ですよ。なので、ちょっとしたそういった危険性、不安があるのであれば、すぐ内閣府に相談をする。それをやったのが鹿児島県ですよ。それができなかったのが今の沖縄県だというふうに考えるんですね。そして、災害救助法が適用されないというのは、適用された場合は、半分を国が見ると、半分は地元、県が見ると、今回適用されなかったというのは、自治体に行くんですよこれ。これはもう泣き面に蜂ですよ。自治体は被害もあるし、自分たちでやらなきゃいけない。国からの補助もない。そういった重大なことになり得るといような危機管理が全く今の県においてはなっていないというふうにしか思えない。これしっかりと十分考えていただきたいというふうに思っています。

それでですね、この今回の土木環境委員会においては、やはり公共施設、インフラ施設に関するその対応という形にはなると思うんですけれども、それに関しても、しっかりとした国の補助を、県の補助を地方自治体に対して負担がかからないようなことを検討していく必要があるというふうに思いますけれども、これ土木建築部長、どうですか。

○前川智宏土木建築部長 委員御指摘の連絡体制等につきましても、課題を共有して、改善できる面については直ちに改善を図ってまいりたいと考えております。それから災害復旧に関しましては、応急も含めまして国庫負担の制度がございますので、国と調整し、市町村の復旧工法等も確立しながら、早急な復旧に努めてまいりたいと考えております。当面は規制の解除に全力を尽くして、今当たっているというところでございます。

以上でございます。

○下地康教委員 それとですね、この今回の被害調査、それは急遽、今その被害調査という形になっているんですけども、これ実際復旧工事等を行う場合は、詳細な被害調査が必要になるというふうに思っておりますので、この詳細な被害調査も早急に対応していくということをやっていただきたいと考えております。

それともう一つは、今回台風が4つ発生をしているという状況であります。そのうちの1つが先島地区、また沖縄本島にも影響があるというふうに考えられておりますので、その台風の対策、まさにこれタイムラインですよ。そういったものをしっかりとやっていただきたい。それと、この沖縄県の災害対策地方本部が11月8日にできているということですけども、これ、もちろん状況を把握するのはやはり現地ですよ。それで地方本部を設置するというのがあるんですけども、災害対策本部、要するに県庁でその設置がされているのが、11日。何と3日間のずれがあるんですね。その辺りは土木建築部としてどう考えていますか。

○山里永悟土木総務課長 本庁を中心とする沖縄県の災害対策本部自体は、知事公室のほうで知事と相談しながら立ち上げのタイミングを図るというふうに認識をしております。ただ宮古・八重山を含む、地方本部に関しましては、警報が出れば、災害待機を開始して、各本部長、地方本部長であります各所長の判断で立ち上げを行います。地方本部の立ち上げについては知事公室のシステム上というか、知事公室の防災危機管理課の災害対策本部の一地方本部として立ち上げますので、そこはそのラインで立ち上げていくということになります。なので各地方本部ごとの判断は、地方本部の立ち上げのキーになりますが、この沖縄県災害対策本部に関しましては、やはり本庁側の判断ということになってまいりますが、随時情報を共有しながら進めていたつもりではございます。

ちょっと結果から振り返るような形になってしまいますが、やはり私どもから見ても、今回警報が発令をされて、一旦それが解除になって、やっと復旧に当たれるのかと思ったら、今度は大宜味村の喜如嘉地区で、緊急安全確保という非常に切迫した状況がまた早朝やって来たということで、これ非常に二転三転したというふうに私も感じております。その辺の状況判断といったところは、知事公室でも大変悩まれたのではないかなというふうに感じております。

**○下地康教委員** 我が会派沖縄自民党・無所属の会は、9日と10日に現地に入って、被害を調査をしています。もう既に9日からは、被害の全容が明らかになってきているわけですよ。被害の全容が明らかになってきている。要するに、地方本部を設置するのは、それはよろしいと思うんですけども。ただその翌日からですね、もう被害状況が明らかになってきている、そういう状況、そういう報告はですね、もう知事のほうにも行っているはずなんですよ。それがなぜ3日後——もうそれこそ地方本部のほうからもどんどん情報が上がっていく、被害の情報が上がっているはずなのに、その11日、この3日後ですよ。3日も遅れてその対策本部が設置されたというのは、これはもうゆゆしきことですよ。県民としては、本当に県の最高指揮官としての知事、これどういうふうになっているの。こういうふうな思いが強いと思うんですけどもね。その辺りは、なぜこの3日間もかかったのか、それをちょっと防災危機管理課ですか、その辺りどうですか。

**○照屋陽一防災危機管理課長** 委員御指摘のように、我々としても、先ほど御指摘ありましたように、その状況が見込みにくかったというのはもちろんあるんですけども、その前に、記録的短時間大雨情報とか線状降水帯とか、そういった段階ですぐさま対応、あの時点でやっておくべきだったと非常に深く反省しているところでございます。

この内容につきましては、次回、今後、また来週にも台風が来るということなので、しっかりこの今回の反省を踏まえて、対応していきたいと考えてございます。

**○下地康教委員** それとですね、BCPというものがありますね。これ各市町村も持っていると思うんですけども、その辺りの連携というのは、今回の事案に対してですよ、これどういうふうに県としては捉えていますか。

**○照屋陽一防災危機管理課長** BCPは業務継続計画なんですけども、各市町

村において作成を進めて、全市町村で策定されているところでございます。

沖縄県としても、業務継続計画は平成25年に策定してございます。御指摘の市町村との連携につきましては、例えば各地区ごとに防災訓練とかがございますけれども、そういった中で確認しているというような状況でございます。

**○下地康教委員** いや、私が聞いているのは、要するに業務継続計画ですから、例えば今の被害がありますよね。それをどういうふうにして復興していくのか、復旧していくのか。そういう手続は、県として各町村としっかりと連携を取りながら、その計画は今からやっていかなきゃいけないと思うんですけども。それは今どうなっていますかと聞いているんですよ、私は。

**○照屋陽一防災危機管理課長** 各市町村ごとに足りていないところがあると思うんですけども、その辺は各市町村に聞き取りを行って、必要な人員派遣については、それぞれ対応していくということで、具体的にはまだ決まっていないんですけども、そういう動きで検討しているところでございます。

**○下地康教委員** どうもその辺りがですね、市町村との絡みができていないような気がします。なので、土木建築部長、それに関して、まずは復旧ですよ。復旧に関して地元の町村との調整連絡等をどういう感じで進めていますか。

**○前川智宏土木建築部長** 先ほども応急という話をさせていただきましたが、当面の必要な対応につきましては、基本的に各市町村のほうで検討しているところでございます。必要な技術的助言、また土木事務所の応援など、必要があれば対応していきたいというふうに考えているところでございます。

**○下地康教委員** この災害に関しては、いろいろな段階があると思います。要するに、応急、復旧、復興。そういったフェーズがあると思います。そのフェーズをしっかりと捉えて、早急に復興まで持っていく。それをしっかりと県民に、また住民に知らせるような、安心を与えるようなことをやってくださいよ。また台風も来ます。それに関してもまた対応していただけるようお願いいたします。

以上です。

○仲里全孝委員長 下地康教委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

土木建築部が8日金曜日に、その北部地方本部を立ち上げたことは迅速でよかったですと思います。最初にこの北部の地方本部の設置ですね、こういったときに設置されるものなのか。法的根拠とかも含めて説明願ひます。

○照屋陽一防災危機管理課長 お答えします。

この対策本部の設置に関しましては、沖縄県災害対策本部条例というものがございまして、その警報をトリガーとして本庁に体制を整備したときに、その各地区ごとに地方本部が設置されるというような流れになってございます。

今回は大雨警報だったので、災害のおそれがあるというふうにして、本庁のこの防災危機管理課のほうで判断して、その体制を、今回は災害対策準備体制をはじめに設置してはいますが、その時に同時に災害対策地方本部が設置されているというところでございます。

○比嘉瑞己委員 これは地方本部が設置される時の話ですね。対策本部が設置されるのは、こういったときに設置されるんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 これは地域防災計画において、災害応急対策計画というのがございますが、具体的に言いますと、県本部は例えば県の全域または一部の地域に、気象業務法に基づく暴風や大雨、洪水または高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき等、幾つか5つほど例示がされてはいますが、そういったときに災害対策本部を設置するという規定になってございます。

○比嘉瑞己委員 その判断のためにも、その地方本部が状況を把握してきちんと連絡をしていくということが大切になるかと思ひます。それでですね、土木建築部としては、適時災害待機もして、情報を集めていたというお話だったんですけれども、その情報を集めていた話、もう少し詳しく聞かせていただけませんか。

○山里永悟土木総務課長 土木建築部としては地方本部もあります。北部土木

事務所からの報告もございますが、本庁にも道路管理課であったりとか、河川課であったりとか、海岸防災課が所管する施設の被害状況というのは、随時取りまとめを行っておりまして、それを部署をはじめ、関係職員に共有していたという流れでございます。

○比嘉瑞己委員 状況としては、危険、大変なことになっているなという認識はあったと思うんですね。一方で先ほどこよっと気になったんですけども、時系列で言うと、金曜日に気象庁から大雨警報が発令をされた、その後大雨特別警報というのは発令はあったんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 今回沖縄においては大雨特別警報は発表されてございません。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 与論島も被害があって、鹿児島県が申請をしているわけですね、災害救助法で。そこは大雨特別警報はあったんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 鹿児島においては大雨特別警報は発表されてございません。

○比嘉瑞己委員 それぐらい気象庁としても難しい判断だったのかなと思いますが、それでですね、もう一つ聞きたいのが、今回被害の中で床下・床上浸水があったんですけども、これ地元の消防からの連絡はいつありましたか。

○大湾朝亮河川課長 お答えいたします。

河川に関します浸水被害につきましては、市町村のほうに河川課のほうから直接連絡いたしまして、市町村のほうから情報をいただいたところでございます。

○比嘉瑞己委員 消防から、県のどこかにというふうなラインというのはないんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 県においては、防災情報システム、よく防災で一びるといってお聞きになったことがあるかもしれないんですけども、そのシステムに、各市町村、消防も含めて、その被害情報を入力し、リアルタイ

ムで確認できるシステムが構築されています。

○比嘉瑞己委員 皆さんが床上浸水とかの被害が出たのを把握したのは、いつの時点ですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 ちょっと繰り返しになりますけども、このシステム自体が、各消防、市町村が状況を把握したときにシステムに登録するようお願いしてございますので、我々としては、随時それを確認してございます。だからいつというような状況はその都度都度変わってきますので、いつというような言い方はちょっと難しいところでございます。

今1件目というような状況だと思いますけど、ちょっと今手元に資料がございませんので申し訳ございません、お答えできません。

○比嘉瑞己委員 そういうシステムもあって、随時把握できる状況もある。その中で、いつ対策本部を立ち上げるのか、またいつ災害救助法の申請をするべきかというこの判断が、今回注目されていると思います。

災害救助法、この4号ですね、おそれのある場合でも国に申請ができるわけなんですけれども、この4号への適用の判断について、そうした客観的基準というのはあるんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 災害救助法に関しましても、大変申し訳ございません、我々知事公室では——生活安全安心課のほうで所管してございますので、我々のほうではちょっとお答えできません。

○比嘉瑞己委員 このことがやはり今回の遅れにつながっているかなと思います。

最後部長にお聞きしたいと思います。今、私たち土木環境委員会なので、ちょっと所管外に質問が重なって申し訳なく思ったんですけれども、やはりこういった災害に対しては、窓口を1つにして、迅速な対応、判断というのが必要だと思います。そういった意味で、この災害救助法もなかなか客観的基準がないわけですね、おそれがある、こういったときがおそれなのかというのがなかなかない。気象庁も特別警報は出さなかった、出せなかったわけですよ。近年のこの異常気象の中で、やはりこの制度自体も常に改善が必要だと思います。終わった後ではできないとなると、実態に合わないわけですよ。もちろん県の不備もありますよ。ですけれども、県としてはこの一本化。国に対して

も、制度の在り方、このおそれのあるという話がすごく客観的な基準がないし、その分柔軟にできるという面もあるかもしれないですけども、今回の事例を踏まえて、こういったことが起こったわけですから、今後国に対しても、この法制度の中身についても、やはり今一度考えるべき、検証すべきだと思いますが、最後に部長の見解をお聞かせください。

○前川智宏土木建築部長 今回の件に関しましては、委員はじめ県民の皆様方から多くの意見を頂戴しているところでございます。土木建築部としましては、これらの課題を全庁的に共有した上で、すぐに改善すべき点があれば、取り組みながら、全体的な連絡体制の在り方、それから今御指摘がございまして、法関係の適用等につきましても、全庁的に協議し国と協議、改善に向けて調整してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○仲里全孝委員長 比嘉瑞己委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 ちょっと確認しながら進めていきたいと思っております。まず11月8日、7時50分と20時54分に災害対策北部地方本部というのを設置したということなんですが、これ、どこで誰がどのように設置をして何名の方で合意しましたか。

○山里永悟土木総務課長 北部土木事務所に北部災害対策地方本部がございまして、所長の判断で立ち上げられたというふうに考えておりますが、ちょっと詳細なその人数の体制等については今手持ちの資料はございません。大変申し訳ありません。

○又吉清義委員 すみませんが、詳細が分からなくて、こんなの明記していいんですか。どこでどのようにしてというのがしっかりしないと大変なことですよ。これは議事録として出していただけますか。どのように決裁を受けて、何名、誰が出席したのか。この対策本部、まさか二、三名はないですよ。そしてこれを設置しますよというのをどこと連絡を取ったかです。

○山里永悟土木総務課長 先ほどもちょっと申し上げましたが、地方本部の立

ち上げについては、本部長の所長の判断で立ち上げたというふうに考えております。既に災害待機に土木事務所も入っていましたので、その災害待機をしていた要員で立ち上げたというふうに考えております。災害待機の状態から地方本部に移行したというふうなことでございまして、今の御質問にあります詳しい人数、それは事務所に確認をして報告させていただきたいと思っております。

○又吉清義委員 全く理解できないんですが、この地方本部の法的な権限はどの辺までありますか。

後でその権限について資料をいただきたいと思っております。この地方本部と災害対策本部との違いは何ですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 災害対策本部は、沖縄県として、本庁に設置されるもので、この地方本部は出先の北、中、南、宮古、八重山に設置される本部でございます。

県の災害対策本部に関しては、本庁内における各部の連携を取る本部でありまして、出先の本部はその出先の応急体制とかを行う組織でございます。

○又吉清義委員 もっと意味が深かったんじゃないですか。地方本部のヘッド、責任者、地方本部の責任者は一緒ですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 災害対策本部自体は県知事がヘッドで、地方本部に関しては土木——地方本部長は北部でいくと北部土木事務所長という形になります。

○又吉清義委員 この北部地方本部の本部長は、北部土木事務所長であったと。その権限として、大災害が起きたときに国に災害救助法を申請できる、そして自衛隊を派遣できる。お二方ができるということで理解していいんですか。

○山里永悟土木総務課長 災害救助法に関しましては、生活福祉部のほうの所管になりますので、北部土木事務所長では難しいと思っております。また自衛隊への災害派遣要請は、県知事の要請になりますので、知事公室のほうで行われることになります。

○又吉清義委員 ですから、そのぐらい大きな違いが法的にもあるんですよ

ね。そして先ほど照屋課長がおっしゃっていましたよ、なぜこれを立ち上げたか。北部地方本部、もう一度お答えください。なぜこれを立ち上げたんですか。先ほど答弁していましたよ。

**○照屋陽一防災危機管理課長** 地方本部に関しましては、地方における災害応急対策の迅速、確実な実施を図るために必要と認めるときに設置するということでございます。

**○又吉清義委員** 先ほどはこれを立ち上げた大きな理由は何かと言うと、災害のおそれがあるってこれを立ち上げた、それで答弁していますが、なぜ災害のおそれがあるかと言うと、大雨警報、洪水警報が出たということで、災害のおそれがあると。その中で私は非常に疑問なんです、皆さん本当に気象庁とやり取りしましたか。これ間違いないですか。

**○照屋陽一防災危機管理課長** 気象庁とは随時ホットラインで連携を取って対応してございます。

**○又吉清義委員** 私もテレビをずっと見ていますが、テロップでどのように出ていましたか、皆さん御存じですか。沖縄のテレビは、ずっとどのように出ていたか。テロップを見ていませんか。

**○照屋陽一防災危機管理課長** そういった天気図的な雨雲の映像とかそういったことは随時確認してございます。

**○又吉清義委員** そうじゃないですよ。テロップですと線状降水帯が発生すると。北部地域全域ですよと、一地域じゃないですよと、北部地域全域ですよと、1時間に100ミリ以上も予想されますよと、100ミリ以上も。それを見たこの地域の住民の方々は何をしたか御存じですか。地域の方々は。連絡を取っているのだったら、十分連絡が来ていると思いますよ。地域の方々は何をしたか。

**○照屋陽一防災危機管理課長** 避難所を開設したりだと認識してございます。

**○又吉清義委員** これはもう皆さんの行政用語であって、じかに電話を入れて聞きましたよ、私は。彼らはそれを聞いて、どうもやばいぞと。明け方に来た

ら全滅だよと。ですから人的被害が出ていないんですよ。みんなで一人暮らしの老人、ばあちゃんは、迎えて避難所に連れていく。みんなで助け合ったから人的被害は出ていないんですよ。どこが安全かを、これ迅速に対応した。残念なことに県からの連絡は何もありませんでしたよと。皆さん、恥ずかしいけど、ある団体が来ていたらしいです。ある公共機関は、沖縄県を見たことがないよって。金曜日も土曜日も。これが現状ですよ。そして普通はこういった大雨洪水警報が出たときに、テレビでは皆さん、世界中でどのように放送されていますか。スペインであり、ノースカロライナ州であり、そして能登半島であり、どのように放送されていますか。毎日これ出ていますよ。毎日。どのように放送されていましたか。これも全く把握していないんですか。線状降水帯がどのぐらい恐ろしいか。見ていませんか。

**○照屋陽一防災危機管理課長** テレビについては、ちょっと見てございません。

**○又吉清義委員** 皆さんの意識がもう最初から間違えていますよ。能登半島なんかもどんなに悲惨でしたから。1月の地震から復興したら、線状降水帯に全滅させられた。スペインでは国の対応が遅いと、線状降水帯が来ていることが分かるけど国民に知らせなかった。250人以上が死亡しましたよ。すごいデモが起きていますよ。ノースカロライナ州では1600人以上の人間が亡くなりましたよ、分かっているけど、防げなかった、間に合わなかった。このぐらいすごいのが来るんだよということで、現地を知っている方がいたかもしれません。ですから早急に手を打ったと思いますよ。私はこれは不幸中の幸いだと思います。そしてなにおかつ、比地川の増水がありますよね。あれを最初に避難させ、そして発見して指示を出した方はどなたですか。比地川の。新聞に載っていましたよ、ちゃんと。

**○大湾朝亮河川課長** 比地川につきましては、北部土木事務所のほうで現場の確認及び比地区の区長並びに国頭村の担当のほうに聞き取り等も行っておりまして、区長のほうからそういった避難の呼びかけ等を行ったというふうに伺っております。

**○又吉清義委員** そうなんですよ。本来ならば日本全国、線状降水帯があった場合に、川は氾濫しないか常時監視人が行きます。私は県が行ったかどうかは分かりません。しかし、区長はこれは明け方ずっと見て、これやばいぞと、朝

の5時にみんなに指示を出すんですよ。それでも遅かったやはり。だから災害が起きたわけですよ、やはり。だから災害のおそれがあるというのは当を得ているわけですよ。しかし、皆さんとして、頭の中でしか考えていない、十分連絡も行き届かない、対応もしない。それを北部地区の区民並びに自治会であり、地域の方々が一致団結したから、今回人的災害がないんですよ。しかし被害があまりにももうこれ大き過ぎる。そしてなおかつ、大事なものは、これを復興・復旧するのに災害救助法を受けられそうじゃない。本当に県民として、県のトップである皆様方が県民の命を守る、安全を守る、この対策は本当にもう疑問だらけですよ。だから大問題になっているんですよ。私は個人的に問題にしているんですよ。皆さんが率先して動かなければできないものも、本当にこんなにもうゆっくりゆっくり。先ほど照屋課長がおっしゃいましたよね、何で11日に災害対策本部体制を設置したかということ、8日に県とのやり取りをする中で把握ができていないと、災害がどのぐらい起きているか。そういう答弁でしたけど、これ、もう一度言いますけど間違いはないですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 御指摘のように8日の大雨警報が発表されたときには、それほど大雨の状況については強くなかったんですけども、9日、10日にかけて非常に強い状況があったと。線状降水帯の件もそうなんですけども、そういったことから、我々としてはその体制を、災害対策本部とか格上げを検討しました。まさに災害対策本部を設置しようとした段階で、気象庁に確認したところ、10日の昼以降は天候の回復が見込まれるということから少し様子を見まして、そういった状況が確認されたので、次の段階として、翌日11日に応急対策としての災害対策本部を設置したということでございます。

○又吉清義委員 ですから、それについて私は疑問だらけです、正直言って。9日から線状降水帯で、もう何百ミリという雨が降る中で、9日の夜中から降る中で、土曜日の朝一番の新聞には既に道路の陥没が載っていました。しかし実際把握もできないと。だって、道路が、斜面が崩壊しますから、これが東海岸で非常に多いと。表現がちょっと悪いかもしれないけど、これが多々あると。しかし現状がつかめないと。そして、9日土曜日もさらに線状降水帯が発生すると。それでも皆さん、これは私からすると現場を把握していると全く思えません。せめて10日にこれを見たら、朝一番でやるべきですよ。新聞にもちゃんと載っているぐらいですから、それでも皆さん会議をしない、設置をしようとしなさい。

聞きますけど、この災害対策本部を設置する目的は何ですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 お答えします。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織として、災害対策本部を設置するものでございます。

災害対策基本法に記載の条文でございますけれども、都道府県の地域において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るために、必要があると認めるときは、知事は防災計画に定めるところにより本部を設置すると、それが目的でございます。

○又吉清義委員 照屋課長、しっかりしてくださいよ。災害はもう9日の夜中からですよ、午前0時から発生しているんですよ。発生して、9日も発生している。皆さんはこれをつくろうとしない。やろうとしない。大問題ですよ。何が大問題かと言うと、我々県民、北部地域の皆さん、安全を奪われ、命も奪われる寸前である。それでも県はこれを助けようとしていない。やろうとしない。災害は日々進行している。私はこれも大問題だと思いますよ。知事にはやるべきだと、皆さんが教えないと大変ですよ。知事は全く——私からすると無頓着かなと思いますよ。ですからこの11月9日ですか、10時49分に県四役へ被害状況を報告したとなっておりますが、皆さん、どのようなことを報告したんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 被害状況として人的被害、また避難者の数、住家被害の数、非住家被害の数、あと土砂崩れとか、停電、道路損壊等についての被害状況を報告してございます。

○又吉清義委員 この被害状況というのは、例えば北部地方本部から、皆さんのところに、四役にじかに連絡が来たのか。照屋課長が受け取って、これを知事に電話連絡をしたのか、どういう連絡体系で行いましたか。

○照屋陽一防災危機管理課長 防災危機管理課のほうで、防災情報システムがございまして、この辺、各市町村の被害状況は随時入るようになってございます。それを全部まとめて、当課のほうで知事に報告するという流れになってございます。

○又吉清義委員 随時来るようになっているけど、本当に機能したのかなど。だって東海岸の道路なんか通行止めですよ。あちこち通行止めですよ。そして

被害状況なんか正確に入ってくるわけじゃないですよ、皆さん。そしてなおかつ、まだまだその日も9日も線状降水帯が出ますよと。2日続けて出ること自体恐ろしいですよ。それなのに危機管理を全く皆さん持たないと。私からすると恐ろしいことにしかありませんよ。北部全域ですよ。そういう意味で、この連絡について、皆さん、メモ書きであったのか電話であったのか。これは四役というのは、知事、副知事、そしてあと一方はどなたですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 政策調整監でございます。

○又吉清義委員 これはウェブ会議でやったんですか、直接やったんですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 これは被害状況という様式がございまして、それを提供してございます。

以上です。

○又吉清義委員 これは10時49分に四役が全員一堂に集まってやったのか、一人一人にFAXを送ったのか、どんな感じで行いましたか。

○照屋陽一防災危機管理課長 この報告に関してはLOGチャットというアプリがございまして、それで画面とか画像とかも含めて連絡できるアプリがありまして、それを活用してございます。

○又吉清義委員 アプリでやったということは、お互いが持っている携帯、スマホ、パソコンに皆さんが送ったということですね。

○照屋陽一防災危機管理課長 そうでございます。

○又吉清義委員 こんな大事なことを皆さん……。

そしてその後、返事は何と来ましたか、四役から。連絡ありがとうと来たんですか、何て来ましたか。

○照屋陽一防災危機管理課長 通常、各秘書を通して四役に対して報告してございます。知事、副知事も含めてですね。

この被害状況に関しまして、各部で把握している内容を適宜報告するようという指示がございました。

○又吉清義委員 ですから、送って4名から返事は全くなくて、皆さんが報告してそれで終わったのか、連絡ありがとうと、すぐ手を打とうとか、こういうメールは一切なかったという理解でよろしいですね、皆さん送って、先方が見ているか見ていないかも全くそれ確認もしないわけですよ。

○照屋陽一防災危機管理課長 秘書を通じて確認しているのは把握してございます。各四役ですね、我々のほうから四役に報告しまして、その内容を確認したという連絡がこちらに来るような流れです。

○又吉清義委員 見ましたけど、コメントは一切なかったということで理解してよろしいですね、四役の誰一人からも。

○照屋陽一防災危機管理課長 ちょっと細かい内容は今すぐに申し上げられないんですけども、随時指示はございます。

○又吉清義委員 指示はあったかなかったか、コメントはあったかなかったかを聞いているんです、私は。

○照屋陽一防災危機管理課長 ございます。

○又吉清義委員 今ちょっと、要するに4名の方から全くコメントは何もなかったということで理解してよろしいですよ。

あったのですか。4名の方からどのようなコメントがありましたか。

○照屋陽一防災危機管理課長 今手持ちにございませんで、ちょっと詳細についてはお答えできませんので、後日可能な限り提供できるようにしたいと思っております。

○又吉清義委員 そうですね。ちょっとごめんなさい。後ろが聞こえづらくて明確に教えてもらえませんか。ちょっと聞こえづらくて。

○照屋陽一防災危機管理課長 今手持ちではないので後日まとめまして提供できる分はしていきたいと考えてございます。

○又吉清義委員 まとめなくていいですから、あったコメントをそのままダウンロードしてあげたほうが一番いいですよ。それでよろしいですか。

○照屋陽一防災危機管理課長 どのような形になるかは分からないんですが検討したいと思います。

○又吉清義委員 なぜそういうことを言うかといいますと、皆さん本当に自覚してくださいよ。我々は琉球海溝、フィリピン海溝、南海トラフ上の大災害地震が来ると言われていますよ。これももう30年かからないと明確に出ているんですよ。こんな甘っちょろいものじゃないですよ。これは一切国も触れませんよ。分かる方は騒いでいますよ、物すごく。ですから、こういったものに関してしっかりしてくれよと言いたいんですよ。しっかりしてくれよと。全く皆さん、危機管理が私こそもうゼロだなどしか思っていませんよ。何も皆さん責めるわけじゃないよ。誰かが皆さんが風穴を空けないと無理ですよと。以前、この防災危機管理について講習会も自費でやりました。残念だけど県庁職員は誰も出席しておりませんでした、担当は。これが現状ですよ。1人か2人でしたけど、全く興味がありませんでした。せっかく県外からある有名な大学からも呼んで、資料もあげるんですが、意識がないですよ。皆さん。大変なことになりますよ。我々は南海トラフというふうに言われていますが、南海トラフ以上に、今琉球海溝とフィリピン海溝、それ以前に地震が起きていますよ。これが沖縄近海に来たら津波は半端じゃないですよ。30メートル、40メートル以上ですよ、データが出ているんですが、もう時期的にいつ来てもおかしくない。そういう中で皆さんが危機意識を持たないということは大変なことですよ。ですから、今回人的被害は最小限に食い止めることができたかもしれませんが、最後にお伺いしますけど、例えば土木建築部、知事公室の防災危機管理課、生活福祉部生活安全安心課で、今週何回ぐらい、お互い情報交換であり、今後どのように取り組んでいくのか、その対策をどうしていくか、何回ぐらい会議を行いましたか。

○照屋陽一防災危機管理課長 昨日、12日も主要な部局は知事に呼ばれまして、状況をお互い報告して、連携を取っているところでございます。

11日に2回、昨日1回と計3回開いてございます。

○又吉清義委員 最後にお伺いしますけど、本当に皆さん、たらい回しですよ。例えば、この災害救助法について、防災危機管理課はこれは生活福祉部が

やるべきだと、生活福祉部がこれは防災危機管理課がやるべきだと。もう大変ですよ、こんなものでもめているようじゃ、皆さん。誰がどうするか、どの部署でどうするか、これ誰が見ても生活福祉部の生活安全安心課がやるよりは、誰が見ても知事公室の防災危機管理課、皆さんが責任を持って主導権を握らないと駄目ですよ。皆さんは、生活安全安心課から指示が来ないからできない。そして、連絡先は国からそこになっているんだけど、電話も取らない。そして、生活安全安心課は、この防災危機管理課から連絡が、指示がなければできないと。沖縄県これでいいんですか。ですから、会議を持ってしっかり修正してくださいと。ですから災害救助法にしても、四役に連絡しても機能しないと思いますよ、もう大変残念なことですよ。正直言って。これも早急に進めていかないと、責任の範囲もしっかり詰めていかないと、皆さん、沖縄県立ち直れませんよ。この土日に予想される台風を見てください。どのぐらい降るか分かりませんよ。同時並行ですよ、そういう体制をしっかりと今早目に修正しないと、これも修正しない間に進んでしまったら、大変なことになりますよ。皆さん、ぜひですね、そういうのを持って、私は早急に詰めてもらいたい。どうですか、部長。誰かがぜひ風穴を開けてもらいたい。

○前川智宏土木建築部長 今回の大雨に関しまして、様々、委員の皆様、県民の皆様から御指摘をいただいております。御指摘をいただいた点につきましては、各部課題を共有し、すぐに改善できるところは直ちに改善して、今後の対応に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○又吉清義委員 ぜひ頑張ってください。

以上です。ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員 御報告ありがとうございます。

災害対策本部において、災害救助法の適用が困難であったり、情報体制の課題であったり、そういったものが報告されたかどうか伺います。

○照屋陽一防災危機管理課長 知事に対して報告はされているということでございます。

○瑞慶覧長風委員 どのような報告であったか、答えられましたらお願いいたします。

○照屋陽一防災危機管理課長 知事に対して、この災害救助法の所管である生活安全安心課の報告がありまして、それについて我々も同席してございます。その中で、災害救助法の適用が難しいという話は、報告されたのは記憶してございますけれども、細かいところは、ちょっと我々は把握してございません。

○瑞慶覧長風委員 ありがとうございます。

今回の北部豪雨に関して、道路であったり、護岸の被害というのも大きくあるんですけども、床上浸水等の生活に関する被害、住宅被害に関して、今日の琉球新報のほうで12日午後5時時点の被害状況の一覧というのが出ているんですけども、この辺りというのはいま既に把握されているのでしょうか。ちょっとタブレットには、8日時点の報告しか上がっていないものですから、いかがでしょうか。

○照屋陽一防災危機管理課長 我々のほうに報告があるのは11月11日22時時点の床上浸水、床下浸水の報告が上がってございます。

○瑞慶覧長風委員 北部地域のほうから私にもいろいろ連絡があるんですけども、名護市のある地域では、昨日ようやくこの床上浸水の被害の片づけ等が終わった世帯が多いということも報告を受けています。基本的にこの住宅被害に関する応急的な対応というのは、市町村自治体が行うものなのかということを教えていただけますでしょうか。

○照屋陽一防災危機管理課長 一義的に災害対応は市町村のほうで行い、そこでできない部分は県が支援するという枠組みになってございます。

○瑞慶覧長風委員 具体的に県に対して支援の要請とかというのは現状でいかがでしょうか。

○照屋陽一防災危機管理課長 本日、国頭3村を知事が視察してございますけれども、その中で要請があったというふうに聞いてございます。

○瑞慶覧長風委員 例えば、この床上浸水であれば、名護市においては罹災見舞金の対象として、1万円から2万円の支援ということがあるんですけども、ちょっとあまりにも少ない金額ですという報告も受けています。その中で今回災害救助法が適用困難になっていますけれども、災害救助法の救助の項目の中で、12項目、12種類ぐらい、避難所の設置であったり、生活必需品であったり、様々な住宅の応急修理であったりという予算支援の国庫負担の項目があるわけですが、こういった受けられなかった部分に関して、今後県として、市町村負担、また県が支援していく、そういったような考えが、これからのかもしれないですけど、そういった考えがあるのかどうか伺います。

○照屋陽一防災危機管理課長 生活福祉部のほうから我々がお聞きしている内容を報告したいと思います。今回の災害で、準半壊以上の被害を受けた被災者に対して、県独自の見舞金制度を検討しているというふうに伺っております。このレベル感といいますか、これは平成27年の台風21号がございましたけれども、その実績を踏まえて、それと同等の支援が講じられるように、生活福祉部として対応するというふうなことは聞いてございます。

○瑞慶覧長風委員 それは冒頭で御説明のあった災害復旧事業とはまた別物ということでしょうか。

○照屋陽一防災危機管理課長 そうでございます。

○瑞慶覧長風委員 この災害復旧事業がしっかり適用された場合は、この住宅被害の支援に関してもメニューがあるということでしょうか。その辺りはいかがでしょうか。

○喜友名禎海岸防災課班長 災害復旧事業の対象となります公共土木施設につきましては、河川であるとか海岸、砂防施設、あとは道路、港湾等が対象となっているところでございます。

民間施設については、災害復旧事業の対象の公共土木施設には入っておりませんので、対象外となっております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員 民間に関する支援については、県の独自の支援施策で市町村に上乘せして行って、公共に関してはこの災害復旧事業において対応してい

くというような状況でよろしいでしょうか。

○喜友名禎海岸防災課班長 そのように対応していくことを考えております。

○瑞慶覧長風委員 災害救助法が適用困難になったということで、その分受けられた国庫負担、市町村の負担を少しでもしっかりと県の責任において、なくしていけるように、支援していけるように取り組んでいただけたらと思います。

今回の災害において、河川のしゅんせつの課題というものも上がってきていると思います。今後、各地域のこの排水の課題というものが改めて地域から上がってくると思うんですけれども、そういった状況において、明らかにこういう災害が起こったときに、こういう地域課題があるという場合、再発、同じ被害を生まないようにするためにも、国、県、市町村で連携しながら、こういったところに予算を充てていくというような仕組みというか、今後の取組というか、そういった考えをお伺いいたします。

○大湾朝亮河川課長 お答えいたします。

河川のしゅんせつ等につきましては、現在起債事業などを活用して行っているところがございます。起債事業のほうが令和6年度までというふうになっております。今後延長される可能性もあるというふうに伺っておりますので、その辺、国の動向も注視しながら、貴重な予算の確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧長風委員 部長からも、もしコメントがあればお願いします。

○前川智宏土木建築部長 今、河川課長のほうから、河川に関しまして答弁させていただいたところがございます。こういった浸水被害というのは、河川だけではなくて、公共下水道でも対応する部分がございますし、いろいろと市町村の実情、それから浸水の状況等をよく見ながら、緊急性の高いところから取り組んでまいりたいというふうに考えているところがございます。

○瑞慶覧長風委員 ちょっと大分所管外なんですけれども、もし答えられたら。対策本部において、今回農家に関する甚大な被害も出ているということなんですけれども、そういった状況調査とか、今後の補償とか、そういったことも議題に上がっていましたでしょうか。いかがでしょうか。

○前川智宏土木建築部長 農林水産関係の部分につきましては、農林水産部のほうで状況把握の上、対応がなされていくものと認識しているところでございます。

○瑞慶覧長風委員 以上です。ありがとうございました。  
国と連携しながら、ぜひ支援について進めていただければと思います。  
ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。  
以上で、本島北部における集中豪雨による土砂災害等の被害状況についてに対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

○仲里全孝委員長 休憩いたします。  
どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○仲里全孝委員長 再開いたします。  
以上で、予定の議題は終了いたしました。  
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲 里 全 孝